

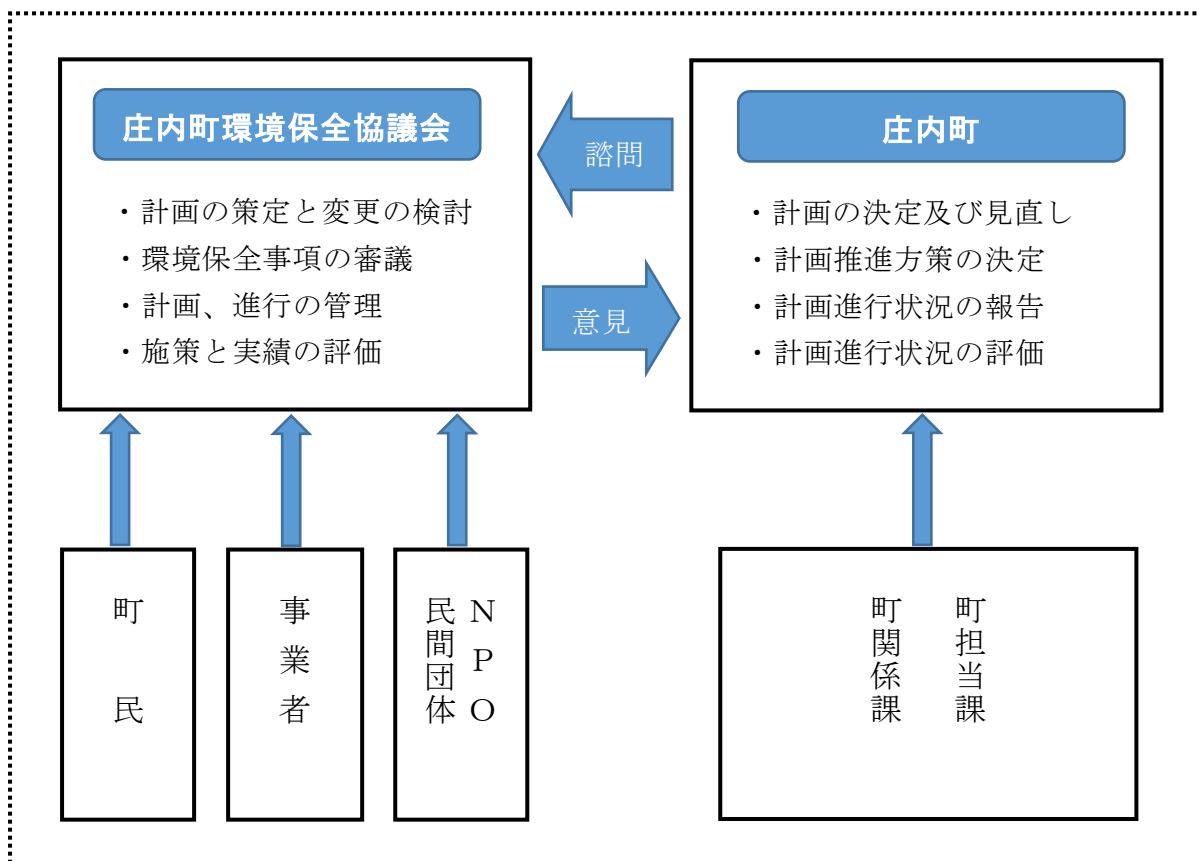
第6章 計画の推進方策

1 計画の推進体制

本計画を推進するに当たっては、町による施策の推進が重要となることはもとより、町、町民、事業者や民間団体が参画・協働することができる体制づくりが重要となります。

そのため、町民、事業者、各種団体の代表者で構成する庄内町環境保全協議会の意見を反映しながら総合的な検討や調整を行い、参画・協働体制のもと本計画の効率的な推進を図っていきます。

【計画の推進体制】



2 計画の進行管理

計画に記されている具体的な施策の進行の度合いや指標の達成状況について、毎年度「庄内町環境白書」（年次報告書）を作成し、公表します。

また、環境白書を環境保全協議会に示し、計画に基づく適切な施策の実施のため提言を求めます。

この提言をもとに、必要に応じて計画の見直しについて検討し、環境目標の実現を図っていきます。

【計画の進行管理】

